

紹介手数料の返還

候補者が就業開始後に退職し、又は解雇となった場合、求人者の請求により紹介手数料の一部を、入社日から起算して下記のとおり返還するものとする。

ただし、退社（退職又は解雇）等が求職者の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではないものとする。

- ・ 1 ヶ月以内に退社した場合： 紹介手数料の 80%
- ・ 3 ヶ月以内に退社した場合： 紹介手数料の 50%
- ・ 6 ヶ月以内に退社した場合： 紹介手数料の 10%

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可届出番号

13-ユ-316908

事業所の名称及び所在地

株式会社タカチキャリア

東京都世田谷区松原5丁目25番3号